

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金にかかるQ&A

No	Q	A	参考箇所
1	12月1日に開催される展示会の費用も補助対象になるのか。	事実上不可能と思います。 採択・交付決定は12月初旬に行う予定ですが、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。 12月1日の展示会に参加しようと思うと、事前に申し込みや交通手段の手配をする必要があるはずですので、補助対象にするのは無理ではないかと考えます。	補助金申請の考え方(P3)
2	補助事業の終了・報告期限が令和9年の1月末になっているが、補助対象経費とするには、期限までに支払いを終えていないといけないのか。	お見込みの通り。 交付決定を受けた日付以降、令和9年1月末までに、発注、納品、検収、支払いまで完了していないといけません。	県HP(スケジュールについて)
3	県内企業(申請者)は海外子会社を持っている。県内企業や海外子会社や現地の会社と業務を発注した場合も、補助対象経費にしてもよいのか。	不可です。 県内企業(申請者)が直接支払った経費のみ対象といたします。	補助金申請の考え方(P4)
4	申請書を提出したが、内容を変更したい。差し替えはできるか。	理由を問わず、一度提出いただいた申請書類の差し替えはお断りします。しっかりと検討のうえ、提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。	
5	不採択になったら申請資料を返してくれるのか。	一度提出いただいた申請書類は返送いたしません。	
6	製造機械設備の購入費用にも充てられるということか。	申請した事業計画の実現に必要な海外での設備投資は対象になります(国内への設備投資は補助対象外)。 なお、設備資金については特に注意が必要です。 法定耐用年数の間は処分制限等がかかること、海外販路の開拓がうまくいかず、事業計画にない販路への販売商品に使用するような事態になると、資金使途違反となり、補助金の返還を求める可能性があるため、特に注意してください。	補助金申請の考え方(P4)
7	申請書ができたので事前に見てほしい。	審査により採択企業を決定するので、事前にチェックは出来かねます。 補助対象経費に該当するか等の基本的な質問ならお受けします。	
8	複数の国を対象として申請を行うことができるのか。	申請を行うことはできます。 ただし、申請する複数の国に対する具体的な事業計画を説明していただく必要があります。 また、計画の具体性や、海外展開の実現可能性を審査することになりますので、その点を踏まえて、申請をしていただくようお願いします。	
9	加算項目の「広島県が経済交流協定等を締結している以下の国・地域への新規進出企業」はどのように判断されるのか。	事業計画書の「2 事業計画」の「事業の実施国・地域」に該当国・地域の記載があり、「事業の詳細」から実施する内容が明瞭かつ具体的に読み取れる場合にのみ加算します。 (例)事業の実施国・地域に「中国」のみ記載し、地域を特定していない場合は、事業の実施地域が「四川省」であっても加算しません。	
10	申請要件の(1)米国の関税措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸出(当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。)していること (2) 米国に拠点があり、関税措置の影響を受けることに該当する場合でも、海外への販路拡大が新たな取組である必要はあるか。	申請要件(1)(2)の米国関税措置の影響を受ける企業においては、『新規性』は申請の必須要件ではありません。 例えば、米国への輸出量の減少に対して、プロモーションを強化することで米国への輸出量の回復を図る取組も対象になります。 ただし、審査項目には『新規性』も設けているため、まだ取引がない米国以外の新しい国への販路開拓である場合など、新規性の高い取組であれば得られる配点は高くなります。その場合、申請書には、取組の何に新規性があるのか、一見してわかるように明瞭かつ具体的に記載してください。	
11	申請要件の(3)「新たに海外への販路拡大を行うこと」は、海外展開に初めて取り組む企業しか申請できないという意味か。	米国関税措置の影響を受けない企業は、『新規性』が申請の必須要件となりますが、海外初挑戦だけでなく、まだ取引がない新しい国を販路開拓する場合や、既存の海外販路で未投入の新しい商品を販売する場合なども新規性があると判断しますので、海外展開に初めて取り組む企業でなくても申請は可能です。 なお、審査項目『新規性』は、取組の新規性が高いものほどより高得点となるため、申請書には、今までの取組及び今回の取組内容を必ず記載し、何が新規なのか、一見してわかるように明瞭かつ具体的に記載してください。	